



Title	トゥルファン漢文文書閲覧雑記
Author(s)	荒川, 正晴
Citation	内陸アジア史研究. 1993, 9, p. 79-93
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/88451
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

周知のように、一九五九年以来、新疆維吾爾自治区博物館の考古工作隊が中心となって、高昌故城（カラ・ホージャ）の郊外に位置するアスターナおよびカラ・ホージャの両古墓群において、一三回にわたる考古発掘作業が進められた。四五六におよぶ発掘古墓のうち、計一一八墓から、二七,〇〇〇点余りの文書断片が出土し、それらの綴合の結果、約一,六〇〇点の漢文文書が獲得できたと言われる¹⁾。それらのほとんどは、『文書』にその録文が収められ、現在研究に活用されている。しかしながら、つい最近まで、一部を除き文書の写真は公表されず、移録された文字だけでなく、文書の形態や官印の捺印箇所など基礎的な情報を確認するすべはなかった。幸いなことに、今年になってようやくこうしたトゥルファン文書の図版・釈文・対照本の第一冊目（全四冊）が出版されるにいたり²⁾、『文書』1～3に収められた文書については、現在写真で確認できるようになった。

こうした状況のもと、筆者は、昨年八月二五日から九月二日まで、ウルムチの新疆維吾爾自治区博物館において、トゥルファン・アスターナ出土の漢文文書を閲覧する機会を得た。既に図版・釈文・対照本の公表により、釈文や文書の残存状況については先にも述べたように、『文書』1～3については確認できるようになったが、残念ながらそのほとんどはカラー図版ではないので、朱印たる官印などは捺印箇所さえも確定するのに困難な文書もある。そこでここでは先ず高昌国時代の文書、特に官印の捺された文書を中心にして簡単に閲覧報告をしておく。

なお、今回の閲覧は、新疆文化庁と文書を所蔵する新疆維吾爾自治区博物館のご好意によって実現した。とりわけ、同博物館の研究員である呉震先生には、閲覧にあたって多大なご援助を賜り、また釈文についても、種々ご指導いただいた。先生には、深く感謝申し上げたい。また閲覧に付き添われた王欣・郭清両氏および保管部の涂鈞勇・王明芳両氏にも、種々お世話いただいた。改めて謝意を表する次第である。

今回閲覧申請した文書のうち、実際に閲覧することのできた文書は、以下の通りである。

- 1 72TAM155:37 (a)
「高昌某年傳始昌縣車牛子名及給價文書」 (『文書』 3、pp.290-292. 『文書図録』
p.428)
- 2 72TAM155:58/1, 58/2 69TAM138:15/1, 15/5, 15/2
「高昌延壽四年閏四月威遠將軍麴仕悅奏記田畝作人文書」 (『文書』 3、pp.278, 304.
『文書図録』 p.425, 444.)
- 3 73TAM519:19/2-1
「高昌延壽十七年屯田下交河郡南平郡及永安等縣為遣麴文玉等勘青苗事」 (『文書』 4、
pp.124-125.)
- 4 73TAM517:05/1 (a)
「唐開耀二年西州蒲昌縣上西州都督府戶曹牒為某驛修造驛牆用单功事」 (『文書』 5、
補遺 pp.40-42. 『文書図録』 pp.268~269.)
- 5 73TAM517:05/3 (a)
「唐開耀二年狼泉驛長竹口行牒為驛丁欠闕事」 (『文書』 4、補遺pp.43-44. 『文書図
録』 p.270.)
- 6 73TAM517:05/4 (a)
「唐下西州柳中縣殘文書為勘達匪驛驛丁差行事」 (『文書』 4、補遺p.45. 『文書図録』
p.271.)
- 7 64TAM10:47
「高昌重光四年三月殘表啓」 (『文書』 5、p.68.)
- 8 67TAM74:1/3
「唐顯慶三年趙知德上車牛道價抄」 (『文書』 6、p.156.)
- 9 73TAM208:26, 31/1, 23, 27, 25, 29, 24, 28, 30
「唐典高信貞申報供使人食料帳歷牒」 (『文書』 6、pp.185-189.)
- 10 64TAM29:17 (a), 95 (a), 108 (a), 107, 24, 25
「唐垂拱元年康義羅施等請過所案卷」 (『文書』 7、pp.88-94.)
- 11 64TAM29:98
「武周 (?) 達匪等驛申報馬数文書」 (『文書』 7、p.96.)

12 64TAM29:97

「武周(?)寧戎驛馬草踏文書」(『文書』7、p.97.)

13 64TAM29:99

「武周請車牛運載馬草踏文書」(『文書』7、p.95.)

14 64TAM29:128

「唐果毅高運達等請過所(?)殘文書」(『文書』7、pp.105-106.)

15、73TAM518:3/3-30(a),3/3-1(b),3/3-28(b)等

「唐西州某縣事目」(『文書』7、pp.333-344.)

16、64TAM35:38(a)

「武周某館驛給乘長行馬驢及粟草帳」(『文書』7、pp.465-466.)

17、72TAM225:25,38

「武周豆盧軍牒為吐谷渾婦朝事」(『文書』7、pp.233-235.)

18 64TAM36:7(a)

「唐給料錢歷」(『文書』8、p.32.)

19 72TAM188:78(a)

「唐健兒鄯玄疑、吳護金等辭為乘馬死失別備馬呈印事」(『文書』8、p.91.)

20 72TAM230:54(b),95(b),55(b),53(b)

「唐館驛文書事目」(『文書』8、pp.178-181.)

21 73TAM509:8/12-1(a),8/12-2(a)

「唐開元十九年唐榮買婢市券」(『文書』9、pp.26-28.)

22 73TAM509:8/8(a),8/16(a),8/14(a),8/21(a),8/15(a)

「唐開元二十一年西州都督府案卷為勘給過所事」(『文書』9、pp.51-70.)

23 73TAM509:8/24-1(a),8/24-5,8/24-6,8/24-4,8/24-2,8/24-3,8/28-1(a),

8/28-5(a),8/28-2(a),8/28-3(a),8/28-6(a),8/28-4(a)

「唐開元二十一年推勘天山縣車坊翟敏才死牛及孳生牛無印案卷」(『文書』9、pp.77-94.)

24 73TAM506:4/11

「唐開元十九年康福等領用充料錢物等抄」(『文書』10、pp.21-28.)

「唐付薬直等抄」(『文書』10、pp.38-39.)

「唐隴右節度孔目官卜感請分付料錢狀」(『文書』10、pp.40-41.)

「唐天寶十四載交河郡某館具上載帖馬食譜歷上郡長行坊狀」(『文書』10、pp.55-75.)

「唐上元二年蒲昌界長行小作具収支飼草数請処分狀」(『文書』10、pp.252-254.)

麻紙。現在、72TAM155:37(a)の番号が付されているが、実際には4断片が接合されている。1～12行目、28×24cm(A)。1・2行目下方接合2断片、3×1cm(B)、3×6cm(C)。13～21行目、28×19cm(D)。

1] 銀錢陸文。□□保牛得銀錢拾壹文。 [

と移録しているが、4文字目の「文」の次に、文字の残画が見えている。呉震先生は、「杜」と推定される。また次に口を入れて、一字分の空白を設けているが、この部分は、(A)と(B)が接合する部分にあたる。敢えて一字分空白部を設定するのが妥当かどうかは疑問であり、口保と読むことも可能であろう。因みに、「高昌吏汜延憲等及諸將所領人名籍」(66TAM48:43(a)。『文書』3、p.107)に、將の延豐の所領人中に、杜保忠なる人名が見えている。

●『文書』6行目には、「・・・・・・劉延明車〔 〕延車牛」とあるが、劉延明車の次に一文字見えており、残画から判断すると「得」と読める。以前、拙稿において³⁾、この文書を取りあげた際に、当該部分を

（牛壹具、得銀錢參拾玖文。）
「・・・・・・劉延明車□□□、□□□□□□□。□□延車牛」と復原したことがある。この復原は、文書の内容から判断したものであるが、実見したところ、この空白部に12文字を入れることはかなり困難である。従って、ここは「得銀錢拾參文」と入れるのが妥当であろう。

- 『文書』12行目には、「單車壹具乗」と移録するが、「單車壹●乗」とあり、「具」字を消している。
- 『文書』13行目の「・・・壹文、〇〇單車壹乗、壹脚・・・」は、壹文と壹脚の間に、もともと2文字ほど書かれてあった文字を消して、右横行間に改めて「單車壹乗」と書き添えている。
- 『文書』15行目には、「・・・天公園中取木去。次[]とあるが、「取木」の二字は、「中去」の右横行間に書き添えたものである。また最後の「次」の次には、明らかに「二」の字が記されている。
- 『文書』16行目の中間部の「貳人」の「人」は、右横行間に書き添えている。
- 『文書』18行目の「・・・得銀錢拾肆文口」は、「・・・得銀錢肆文口」と記される。
- 『文書』19行目の「・・・次口」は、「・・・次二」と見えている。

2 「高昌延壽四年閏四月威遠將軍麴仕悦奏記田畝作人文書」

麻紙。72TAM155:58/1（上下に二断片が接合されている。上断片、9.2×9cm。下断片、9.8×5.5cm）。

72TAM155:58/2（上下に二断片が接合されている。上断片、9×9cm。下断片、9.5×7cm）。

69TAM138:15/1（11.3×10cm）。

69TAM138:15/5（12×10cm）。

69TAM138:15/2（27×7cm）。

①72TAM155:58/1

上断片は、一行、「歳閏四月五日田畝」の文字が残存するのみ。「五日」の文字の右上にかかるようにして、「奏聞」奉信」の朱印が捺されている。

歳
閏
四
月
五
日
田
畝

下断片は、二行残存。上断片と同様に

「奏聞奉信」印が捺される。捺印個所は、
右の通り。また、「麴仕悦」の「仕悦」
は、別筆に見える。下端部分に空白あり。

軍	貳
臣	人
麴	合
仕	貳
悦	人
印	

②72TAM155:58/2

上断片は、二行残存。「奏聞奉信」印が
捺される。

八
日
田
敵
威 作
人

下断片も、上断片同様に、二行残存し、

「奏聞奉信」印が捺される。一行目の「憲」
字の上に一字見えているが、不鮮明で判読
できず。

軍	憲
臣	兒
麴	貳
人	
仕	合
悦	貳
口	人

③69TAM138:15/1, 69TAM138:15/5

上断片は、二行残存し、「奏聞奉信」印
(5cm×5cm) が上下に二個所にわたっ
て捺されている。左半は、空白部になっている。
ている。

人	丁
伍	亥
日	歳
作	四
車	月

牛	十
壹	一

日

下断片は、三行残存し、「奏聞奉信」印

(5cm×5cm) が左右に並んで二個所に捺されている。左端部分に空白部あり。「趙仕悦」の「仕悦」は、①と同筆か？。

將	口	國
軍	日	作
趙	作	人
		趙

仕 悦 印	善 海 壹
-------------	-------------

④69TAM138:15/2

二行残存。上下端に、縫目跡あり。

左端部に、一行分の空白、また

下方にも、空白部あり。「奏聞奉信」印

(5cm×5cm) が上下に二個所捺されている。

「仕悦」は、①と同筆か？。

	亥
	歲
	四
	月
	廿
	六
	日
	田
	畝
	作
	人
	趙
	善
	海
	貳

威
遠
將
軍
趙

人
合貳人作
仕悦

3 「高昌延壽十七年屯田下交河郡南平郡及永安等縣為遣趙文玉等勘青苗事」

麻紙。27.4×21.5cm。「奏聞奉信」印（5cm×5cm）が、四個所に捺されている。

- ① 一行目の冒頭「令」字の下に、一字分空白があるが、そこから四字分下、一～三行目にかけて捺印する。

令
青昌勅
苗縣交
去郡河
符縣郡

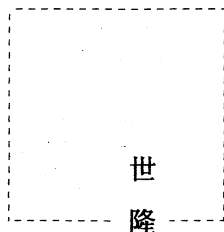
- ② ①の下方に捺印。

趙林
郎縣
文龍
玉泉
高縣
□安
昌昌
縣縣

- ③ 日付と虎賁將軍屯田□□（長史）高某の官名部分にかけて捺印。

軍屯田□□高
四月九日起

④ 末行の中兵校郎張世隆の署名部分に捺印。



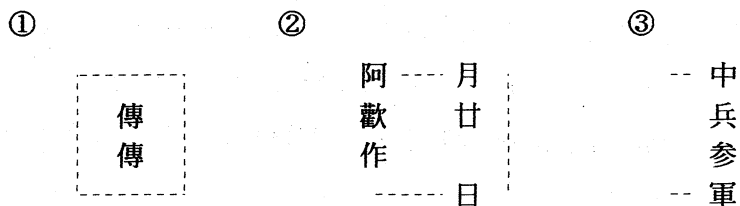
「世隆」は、別筆で大署する。本文書には、中央部（ちょうど③の上あたり）に横に折りたたんだ跡が認められ、その折りたたみ線を挟んでシミ跡と紙の破れが対称的に残されている。おそらく、出土した時点では、折りたたんだ形にあったものと推測される。破損もそれほどではなく、二次利用された形跡もない。先にこの文書を取りあげた際に、これが実際に「符」として使用されたものではなく、官衙に保管されていたものであることを推測したことがある⁴⁾が、何故にこの種の文書が折りたたんで被葬者とともに埋納されたのか、その他の二次利用されない形で埋納された文書と合わせて考えて見る必要がある。

7 「高昌重光四年三月残表啓」

麻紙。28×11cm。三個所に上下に並んで朱印が捺される。印文は「虔表」上啓」（約2.8cm×2.8cm）。

- ① 三行目の「傳傳」の部分。
- ② ①の下で、二行目の「月廿日」と三行目の「阿歡作」にかかる部分。
- ③ ②の下で、二行目の「中兵参軍」に朱印の右端がかかるようにして捺印。

『文書』では、二行目の「張」字の下に□□を付し、文字が残されているように移録するが、文字があるかどうかは、本文書が既に黒く変色しており、文字の判読が困難な状態にあるため確認できない。



麴氏高昌国時代の文書に、こうした「虔表」上啓・「奏聞」奉信印が使用されるようになるのは、既に關尾史郎氏が検討されているように⁵⁾、重光年間の末期以降のことである。即ち、氏が指摘されるように、重光年間の少なくとも末年に、国王である麴伯雅に代わって王太子の麴文泰が政務に関与するようになる過程で、先ず「虔表」上啓印が捺印されるようになり、その後、文泰が王に即位すると、王権の強化策の一環として、延壽四年（六二七）からあまり遡らない時点から「奏聞」奉信印を使用するようになったのである。捺印の意味についても、同氏により、これらの官印が捺された文書が、王や王太子の命を受けて作成されたことを明示するためのものであったことが明らかにされている。

とするならば、王太子の裁可に関わって捺された「虔表」上啓印と、王のそれに関わって捺された「奏聞」奉信印とで、その規格の上で、上に示したように印面の大きさに差異を設けていたことは（「虔表」上啓印＝2.8×2.8cm、⁶⁾「奏聞」奉信印＝5×5cm）、王と王太子との身分の格差に起因するものであったことがうかがえる。

王が使用した「奏聞」奉信印の5cm四方の印面規格については、いわゆる小尺で言えば、方二寸となる。唐代においても、宋の趙彦衛の『雲麓漫鈔』卷四に、

國朝印制、仍唐舊。諸王及中書門下印方二寸一分、樞密院宣徽三司、尚書省諸司印方二寸、惟尚書省印不塗金。節度使印方一寸九分、塗金、餘印方一寸八分。（後略）

とあるように、尚書省の諸官司などで使用される方二寸の印と並んで、一寸八分～二寸一分までの規格の差が存在していたことがうかがえる。現在トゥルファン文書には、以下に掲げるように、地方の都護府・都督府・州・県の官印の実例が数多く残されている。

- ①「安西都」護府之印」（『文書』6、pp.6-7, p.11, pp.66-67, p.78, p.84.）
- ②「北庭都」護府之印」（『墨美』60、p.27.）
- ③「西州都」督府之印」（『文書』6、p.499, p.502, pp.529-530, 『文書』7、pp.86-87, p.103, pp.126-127, 『文書』8、p.57, p.63, pp.70-71, pp.82-83, p.86, p.502, 『文書』9、pp.52-53, p.69, pp.71-72, pp.104-105, pp.199-202, p.237, 『籍帳』No.139、p.346. No.163、p.369.）

- ④「交河郡都」督府之印」（『文書』10、pp.74-75, p.85, pp.90-91, p.111, p.117, p.124, p.206, p.218, p.231, 『籍帳』No.210、pp.447-462, No.217、p.478.）
- ⑤「沙州」之印」（『文書』9、pp.41-42. 『籍帳』No.155、p.363.）
- ⑥「瓜州都」督府之印」（『文書』9、p.41, 『籍帳』No.155、p.363. 『文書』7、pp.241-242.）
- ⑦「伊州」之印」（『文書』9、p.42. 『籍帳』No.155、p.363.）
- ⑧「高昌」縣之印」（『文書』5、p.268, 『文書』6、p.132, pp.193-194, pp.195-196, pp.197-198, 『文書』7、pp.17-18, pp.37-41, pp.129-134, p.142, pp.392-393, pp.394-395, pp.396-398, pp.414-440, pp.468-484, pp.506-523, 『文書』8、p.2, p.144, p.176, p.238, pp.314-319, pp.433-436, p.448, 『文書』9、pp.56-57, pp.107-108, pp.190-191, 『籍帳』No.28、p.240, No.29、pp.241-242, No.35、p.250, No.36、p.250, No.40、p.252, No.64、p.258, No.112、p.316, No.160、p.366, No.168、p.377, No.194、pp.440-441.）
- ⑨「天山」縣之印」（『文書』4、p.271, p.272, 『文書』9、pp.75-76, pp.77-93, p.95, pp.135-136, 『文書』10、pp.119-122, 『籍帳』No.153、pp.359-361, No.217、p.478.）
- ⑩「蒲昌」縣之印」（『文書』4、p.91, p.93, p.94, p.95, p.96, p.97, 補pp.40-41, 『文書』7、pp.301-302, 『文書』8、p.59, pp.409-413, 『文書』9、pp.97-100, pp.116-117, 『籍帳』No.65、p.259, No.162、p.368.）
- ⑪「柳中」縣之印」（『文書』7、pp.117-119, pp.218-219, 『文書』8、pp.403-407, 『文書』10、pp.76-84, pp.86-90, 『籍帳』No.30、pp.243-247, No.34、p.249<=『写本展』No.30>, No.44、p.254, No.45、p.255, No.54、p.256, No.129、p.340.）
- ⑫「交河」縣之印」（『文書』6、p.207, 『文書』7、pp.56-57, 『文書』8、p.10, pp.419-423. 『籍帳』No.78、pp.286-290, No.130、p.341.）
- ⑬「輪臺」縣之印」（『文書』10、pp.127-141, pp.143-150, pp.155-157, p.158, pp.160-162, 『籍帳』No.224、p.489.）

⑭「燉煌」縣之印」（『文書』8、p.170,『籍帳』No.125、p.337, No.126、p.338, No.133、p.342, No.134、pp.342-343, No.135、pp.343-344, No.138、p.345.）

⑮「金滿」縣之印」（『籍帳』No.148、p.354.）

すべてについて確認はできていないが、これらはいずれも篆書・陽文・印文二行の官印であり、その大きさも概ね方二寸（小尺）となっている（cf. 新疆維吾爾自治區博物館・西北大學歷史系考古專業「一九七三年吐魯番阿斯塔那古墓群發掘簡報」（『文物』一九七五—一七）p.13.）。ただし、その間には若干の規格のズレも認められ、『文書』9、pp.56-57（「唐開元二一年（733）西州都督府案卷為勘給過所事」73TAM509:8/8(a), 8/16(a), 8/14(a), 8/21(a), 8/15(a).）の「高昌」縣之印は、5.5cm×5.5cmの大きさを有し、また『籍帳』No.34、<『写本展』No.30>（「唐〔開元初年？〕西州柳中県承礼郷籍」出口常順E1）の「柳中」縣之印は、4.5×4.5cmとなっている。それぞれ、方二寸二分と一寸八分の大きさとなろう。

このことから、若干のズレは認められるが、唐においても地方官司そしておそらくは中央の尚書省の諸司において使用されていた官印は、方二寸を基準としていたことが認められる⁶¹。

ところで問題は、王太子の使用した「虔表」上啓」印の印面の規格で、約2.8cm四方となっている。1尺=約25cmの小尺を基準にとると、約2.8cm四方は、ほぼ方一寸一分の官印ということになるだろうが、方二寸の官印に対しての大きさとしては、この寸法の設定にはいささか不自然な感があることは拭えない。そこで高昌国では、写本の用紙規格が、通常28×42～43cmであり、これが一尺×一.五尺であったと認められることから、1尺=約28cmの尺（大尺）が併用されていたことが想起される。とするならば、「虔表」上啓」印の印面の規格2.8cm四方というのは、高昌国で使用されていた大尺を基準とした方一寸の官印であった可能性も十分に認められよう。要するに、王の使用する方二寸の「奏聞奉信」印に対して、王太子が使用する「虔表」上啓」印をその半分の方一寸の官印とするものの、それは大尺を基準として設定していたということになる。

これに基づいて推測すれば、麹氏高昌国においては、同じ官印で大小両様の尺寸基準に依っていたことになる。

唐代でも、印文が二行ではなく三行にわたる場合には、印面を約5.7cm四方としていたことは、例えば以下のような例で確認することができる。

- ①「豆盧」軍經署」使之印」（約5.7×5.7cm）・・・「周聖曆二年（六九九）七月豆盧軍牒」（72TAM225:25）、〈録〉『文書』7、p.229, pp.233-234, p.237, p.240, p.243, pp.244-245.

cf. 拙稿「唐の中央アジア支配と墨離の吐谷渾（上）」（『史滴』九号、一九八八年）三二頁。

- ②「豆盧」軍兵馬」使之印」（約5.7×5.7cm）・・・「周長安二年（七〇二）一二月豆盧軍牒」（大谷二八四〇）、〈録〉『集成』壹、p.110.〈写〉同書、図版130.

またこの他にも、印文が三行にわたる官印として折衝府の例が知られているが、写真で判断する限りでは、③・⑥はいずれも約5.3cm四方となっている。

- ③「右領軍」衛岸頭」府之印」・・・「唐開元一九年（七三一）正月西州岸頭府到来符帖目」（大谷三四七二、三四七五）、〈録〉『籍帳』No.152、pp.357-358.『集成』貳、pp.104~105, 106~107.〈写〉『集成』貳、図版5・6.

- ④「左玉鈴」衛前庭」府之印」・・・「唐開元某年西州前庭府典牒」（66TAM358:9/1）〈録〉『文書』8、p.376.

- ⑤「右玉鈴」衛天山」府之印」・・・「周天山府符」「周天山府帖」（73TAM509:19/14, 19/15(a), 19/2, 19/4(a), 19/18）、〈録〉『文書』9、p.3, p.4, p.5, p.16, p.18.

- ⑥「左豹韜」衛弱水」府之印」・・・「檢校長行使牒」（OR.8212-M302, Ast. III.4.094）、〈録〉『籍帳』No.139付、p.347, D.C., p.102.〈写〉『籍帳』No.139付、p.347, D.C., Pl.

XVIII.

これは、小尺で考えれば、方二寸三分と方二寸一分の規格に近いが、①・②については大尺（一尺=約2.9~3cm、ちなみに唐西州では、一尺=約2.9cmの物差しの実物が、アスターナ古墓より発見されている。アスターナ44号墓出土木尺、長さ29cm;アスターナ191号墓出土木尺、長さ29.3cm。cf. 国家計量総局・中国歴史博物館・故宮博物院主編『中国古代度量衡図集』文物出版社、1984年、p.22, 図46・47。）で方二寸としたもの、また③・⑥は方一寸八分としたことも十分に考えられよう。もしそうであるとすれば、唐代においても官印の印面規格は、大小両様の尺寸を基準にしていたことになる。

高昌国と唐では、当然のことながら官印としての性格に基本的に相違する部分があるが、唐の中央や地方官司に備えられた官印の規格と高昌国王の関与する「奏聞」奉信」印のそれとが一致することは、高昌国が中国の中央・地方官司レベルの官印規格に準じて「奏聞」奉

信」印を作成したことはほぼ明白であろう。ただ、重光末年（六二三）頃に、「奏聞」奉信」印に先んじて作成された「虔表」上啓」印が、何を基準として一寸（高昌国の大尺）としたのかは今のところ明確ではないが、高昌国に官印制度が導入されるにいたった経緯とともに今後の課題となろう。

【略号】

- 『文書』・・・国家文物局古文献研究室・新疆維吾爾自治区博物館・武漢大学歴史系編
『吐魯番出土文書』第1～10冊、文物出版社、1981～1991年。
- 『文書図録』・中国文物研究所・新疆維吾爾自治区博物館・武漢大学歴史系編『吐魯番出土文書〔壹〕』文物出版社、1992年。
- 『籍帳』・・・池田温『中国古代籍帳研究』東京大学出版会、1979年。
- 『集成』・・・小田義久編『大谷文書集成』壹・貳（法蔵館、1984・1990年）
- 『会報』・・・吐魯番出土文物研究会編『吐魯番出土文物研究会会報』第1～、吐魯番出土文物研究会、1988年～。
- 『集録』・・・吐魯番出土文物研究会編『吐魯番出土文物研究情報集録』〔中央ユーラシア諸民族の歴史・文化に関する国際共同研究の企画・立案〕成果報告書No. 2、一九九一年。『会報』第1～50号までの合冊。
- D.C. Maspero, H., Les Documents Chinois, London, 1953.

【注】

- (1) 池田温「中国における吐魯番文書整理研究の進展－唐長孺教授講演の紹介を中心に－」『史学雑誌』91-3、1982年、p.60。
- (2) 『文書図録』。cf. 王素「紹介：『吐魯番出土文書』図版積文対照本・第一冊」『会報』74、1992年、pp.5～6。
- (3) 拙稿「麹氏高昌国の遠行車牛について（1）」『会報』16、1989年、p.2（『集録』p.78）。
- (4) 拙稿「麹氏高昌国における郡県制の性格をめぐって－主としてトゥルファン出土資

料による一」『史学雑誌』95-3、1986年、pp.45-46。

(5) 關尾史郎「高昌文書にみえる官印について (I) (II) (III)」『会報』40・41・44、1990年。

(6) 中央の尚書省官司の印については、池田温氏によって、疑問符付きながらも「尚書比」部之印」のあることを掲げられている（『籍帳』No.139、p.346.）。ただし、残念ながらD.C.に載せる写真（PL. XVIII）は印影があまり鮮明ではなく、この官印が5cm四方であったのかどうか確認できない。この他にも、印面の大きさについては確認できていないが、同じく篆書・陽文・印文二行の官印として、

「伊吾」軍之印」（『文書』8、p.212, 『籍帳』No.170、p.379, 『文書』8、pp.194-195, 『籍帳』No.141、p.350, 『吐魯番考古記』p.14, 41, 『籍帳』No.142、p.351, 『文書』8、pp.199-200, pp.209-211, p.213, p.217, p.218.）

「玉門關之印」（『文書』9、p.26.）などがある。